

公取北海道 NEWS

<令和7年11月号>



公正取引委員会シンボルマーク

このシンボルマークは、市場や経済の動きを常に「ウォッチ」しているという公正取引委員会の役割を、外円及びマーク全体により、市場の番人の「眼」をイメージして表現している。

また、「自由」かつ「公正」な市場の実現という独占禁止法の目的を、それぞれ、大空を自由に舞う「鳥」と偏りのない「真円」により表現している。

全体のイメージは、世界の競争当局と連携して活動する公正取引委員会のグローバル感を同時に表しているもので、新たな時代に入った競争政策を担う公正取引委員会を、このシンボルマークによって表現している。

公正取引委員会事務総局 北海道事務所

本通信は、令和8年4月より、現在の郵送からメールでの配信に移行することとしました。

現在、本通信をお読みいただいている皆様には令和8年3月まで引き続き本通信をお送りするとともに、メールアドレスを御登録いただきますとメールでも配信いたします。

つきましては、メールアドレスの御登録をお願いいたします。

詳細は9頁を御覧ください。

苫小牧市で 一日公正取引委員会を開催します！

公正取引委員会では、地方事務所等が所在しない都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実のために、全国各地で「一日公正取引委員会」を開催しています。

詳細は[こちら](#)



北海道地区は
苫小牧
で開催します！！
(参加者募集中)

2026年1月施行！
～下請法は取扱法へ～
改正下請法説明会

お申込みは[こちら](#)

日 時：令和7年12月1日（月） 13時30分～16時30分
場 所：苫小牧市文化交流センター 2階「講習室」（北海道苫小牧市本町1-6-1）
申込方法：右側にある二次元コードからお申し込みください。

（△13時30分～15時30分にかけて、公正取引委員会北海道事務所による改正下請法（取扱法）、北海道経済産業局による改正振興法、北海道運輸局によるトラック法関連の説明をします（質疑応答あり）。
△15時40分～16時30分にかけて、公正取引委員会北海道事務所によるフリーランス法の説明会を行います（質疑応答あり）。）

取材可能

2026年1月施行！
～下請法は取扱法へ～
フリーランス法説明会

お申込みは[こちら](#)

日 時：令和7年12月1日（月） 13時30分～16時30分
場 所：苫小牧市文化交流センター 2階「講習室」（北海道苫小牧市本町1-6-1）
申込方法：右側にある二次元コードからお申し込みください。

（△13時30分～15時30分にかけて、公正取引委員会北海道事務所による改正下請法（取扱法）、北海道経済産業局による改正振興法、北海道運輸局によるトラック法関連の説明をします（質疑応答あり）。
△15時40分～16時30分にかけて、公正取引委員会北海道事務所によるフリーランス法の説明会を行います（質疑応答あり）。）

取材可能

消費者セミナー · **スマホソフトウェア競争促進法説明会**

お申込みは[こちら](#)

日 時：令和7年12月1日（月） 10時00分～11時30分
場 所：苫小牧市民活動センター 3階「会議室2」（北海道苫小牧市若草町3丁目3-8）
申込方法：右側にある二次元コードからお申し込みください。
このほか、電子メール（hkdsoumu0416@jftc.go.jp）、
電話（011-231-6300）又は FAX（011-261-1719）
によるお申し込みもできます。
⇒お名前、お住まいの市町村名、ご連絡先電話番号をお伝えください。

（△10時00分～11時00分にかけて、消費者セミナーを実施します（質疑応答あり）。
△11時00分～11時30分にかけて、12月18日に施行を控えるスマホソフトウェア競争促進法の説明を行います（質疑応答あり）。）

取材可能

有識者との懇談会

日 時：令和7年11月26日（水） 15時00分～15時30分
場 所：グランドホテルニュー王子 2階「ソスマロの間」
(北海道苫小牧市本町4-3-1)

（△苫小牧商工会議所との懇談会を行います。）

取材可能

展示コーナーのみ取材可能

相談コーナー・展示コーナー

日 時：令和7年12月1日（月） 10時00分～16時00分
場 所：苫小牧市文化交流センター 4階「視聴覚室」
(北海道苫小牧市本町1-6-1)

（△相談コーナーでは、独占禁止法、下請法、フリーランス法等に関するご相談・ご質問に公取委職員がお答えします。
△展示コーナーでは、パネルやパンフレットを展示します（パンフレットは持ち帰り可）。）

入室自由

申込不要

J R 苫小牧駅周辺MAP

※両施設とも駐車台数に限りがありますので周辺の有料駐車場の御利用も御検討ください。

本件の問い合わせ窓口 公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課 (Tel:011-231-6300㈹)

取適法説明会を開催しています！

令和7年12月1日(月)に苫小牧市で取適法説明会を実施する予定です。

先着順ですので御興味のある方は早めにお申し込みください！

また、今後、函館市及び釧路市においても開催予定です。

詳しくは公正取引委員会北海道事務所のHPを御確認下さい。

| 開催日 開催時間 | 募集定員 | 会場 | 会場参加可能人数 (1事業者※当たり) | 開催概要 | 申込先 |
|------------------------------|--------------|---|---|------|---------|
| 令和7年9月26日(金) 13:30～15:00 | 90名 (先着順) | 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 北海道経済産業局 6階 会議室 | 6名以上申し込みされる 方はお手数ですが、もう 一度お申し込みください | こちら | 終了 |
| 令和7年11月7日(金) 10:00～12:00 | 90名 (先着順) | 北海道旭川市緑が丘東3条2丁目1 番1号 旭川高等技術専門学院 講堂 | | こちら | 終了 |
| 令和7年11月13日(木) 10:00～12:00 | 90名 (先着順) | 北海道北見市末広町356番地1 北見高等技術専門学院 講堂 | | こちら | 終了 |
| 令和7年12月1日(月) 13:30～16:30 | 70名 (先着順) | 北海道苫小牧市本町1丁目6番1号 苫小牧市文化交流センター 講習室 | | こちら | 申込みはこちら |
| 令和7年12月17日(水) 14:00～16:00 | 60名 (先着順) | 北海道函館市美原4丁目6番16号 渡島総合振興局 講堂 | | こちら | 申込みはこちら |
| 令和8年1月30日(金) 09:30～11:30 | 60名 (先着順) | 北海道釧路市大楽毛南1丁目2番51 号 釧路高等技術専門学院 講堂 | | こちら | 申込みはこちら |

お申し込みは[こちら](#)から。



II 事件処理①

トヨタ自動車東日本株式会社に対する勧告等について

公正取引委員会は、トヨタ自動車東日本(株)が自動車用部品の製造に必要な部品の返品や金型等を下請事業者に無償で保管させていた行為について、同社に対し下請法に基づく勧告を行いました。

トヨタ自動車東日本株式会社に対する勧告及び指導（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

トヨタ自動車東日本
(親事業者)

下請取引の内容：自社が製造を請け負う自動車部品等の製造委託

●違反行為の概要

①金型等の無償保管（勧告）

下請事業者が所有する金型等を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者10名に対し、金型等440個を自己のために無償で保管させていた（令和6年4月～令和7年3月）。

②自動車部品の受領拒否（指導）・無償保管（勧告）

下請事業者に対して、納期を定めずに一括生産部品（注）の製造を委託していたところ、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに受領すべきであったにもかかわらず、下請事業者7名に対し、自社が必要とする都度、自社が必要とする数の納品を指示し、下請事業者から納品されるまで一括生産部品777個を受領せず、また、自己のために無償で保管させていた（令和5年8月～令和7年3月）。

※ トヨタ自動車東日本は、下請事業者に対し、金型等及び一括で生産させた自動車部品の保管費用に相当する額（941万5337円）を既に支払っており、また、未受領だった自動車部品を全て受領し、当該部品の下請代金に相当する額（93万1032円）を既に支払っている。

下請事業者（12名）

金型の保管状況
(トヨタ自動車東日本提供、当委員会において一部加工)

一括生産部品の保管状況
(トヨタ自動車東日本提供、当委員会において一部加工)



公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 自社の発注担当者に対して金型等及び自動車部品の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

(注) 一括生産部品とは

トヨタ自動車東日本は、下請事業者とあらかじめ協議の上、自動車部品が製造打切りになるまでに必要と考えられる数を一括で製造させ、自社又は下請事業者が在庫を保管する制度を採用しており、この制度の対象となる自動車部品を「一括生産部品」という。

報道発表資料は[こちら](#)。



II 事件処理②

リヨーノーファクトリー株式会社に対する勧告等について

公正取引委員会は、リヨーノーファクトリー(株)が、下請事業者に対して自社が所有する金型、木型及び治具を無償で保管させていた行為について、同社に対し下請法に基づく勧告を行いました。

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

- ✓ 今回の事件はリヨーノーファクトリーが
「不当な経済上の利益の提供要請」
を行った事件だよ！



- ✓ 事件の特徴は…

- ①製品の製造を長期間発注しないのに、その製造に使う金型や
木型等を8993個も下請事業者に無償で保管させていたんだ！
- ②「みなし適用規定」が適用されたよ！勧告事件でこの規定が
適用されるのは19年ぶり2回目なんだ！
- ③島根県の親事業者が勧告を受けたのははじめてだよ！

- ✓ メッセージ

金型の保管がどんな場合に違反になるか、
「よくある質問コーナー（下請法）」Q46をチェックしてね！



報道発表資料は[こちら](#)。



II 事件処理③

今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の

株式取得に関する審査結果について

造船業及び大型船用エンジン製造販売業における競争に当たる影響を審査した結果、エンジンに関する問題解消措置を前提に、独占禁止法上の問題があるとはいえないと判断しました。

今治造船株式会社によるジャパンマリンユナイテッド株式会社の株式取得 参考 1

1 審査の視点 本件行為により、以下の観点から競争を実質的に制限することとなるか。
①商船（今治・JMU）の水平型企業結合 ②大型船用エンジン（川上：今治グループ（HZME））と商船（川下：JMU）の垂直型企業結合

2 本件の構図

大型船用エンジンの製造販売業（垂直型企業結合の川上市場）

商船の製造販売業（垂直型企業結合の川下市場・水平型企業結合）

HZME（日立造船マリンエンジン） 競争者（エンジンメーカー）

結合関係 大型船用エンジンの供給

今治造船 → JMU → 競争者（造船会社）

子会社化（本件行為）

3-2 垂直型企業結合【大型船用エンジン（川上）／商船（川下）】

商品範囲 使用燃料ごと

- 重油専焼エンジン
- LNG焼き二元燃料エンジン
- メタノール焼き二元燃料エンジン

地理的範囲 日本全国

大型船用エンジン（出典：HZMEのHP）

競争の実質的制限の検討

- 今治グループのHZMEはJMUグループを通じて競争者の秘密情報を入手が容易に
- 大型船用エンジン市場の閉鎖性・排他性／協調的行動の懸念

3-1 水平型企業結合【商船】

商品範囲 11品目の船種・船型ごと
*水平関係にある船種・船型は9品目

地理的範囲 世界全体（外航船）
*内航船であるRORO船は日本全国

外航船の国内外の需要者（船主）は、国内外の造船会社を区別せず取引

競争の実質的制限の検討

- 主として中国や韓国の有力な競争者の市場シェア等も考慮
- いずれの品目もセーフハーバー基準に該当
→ 競争制限のおそれなし

| 船種 | 船型 | 今治 | JMU |
|------------|--------------|----|-----|
| パルク船 | VLOC | ○ | ○ |
| | ケーブサイズ | ○ | ○ |
| | ニューバナマックス | ○ | ○ |
| | ハンディ | ○ | ○ |
| コンテナ船 | ポストバナマックス | ○ | ○ |
| | ネオバナマックス（大型） | × | ○ |
| タンカー | バナマックス | ○ | ○ |
| | VLCC | ○ | ○ |
| | スエズマックス | × | ○ |
| | MR | ○ | ○ |
| RORO船（内航船） | ○ | ○ | |

4 当事会社から申出があった問題解消措置

- JMUグループは、HZMEの競争者から取得した秘密情報をHZMEに共有しないよう、情報遮断措置を実施
* 今治造船からHZMEに対する情報遮断措置は既に実施中
- 措置の履行状況を当委員会に定期報告

5 結論

問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえない

報道発表資料は[こちら](#)。



III 最近のトピック①

取適法特設サイトが OPEN しました！

桃太郎をモチーフとした特設サイトが OPEN しました！
短いショートアニメーション付きで下請法の改正ポイントを押えることができます。ぜひご覧ください！！



公正取引委員会HP
トップページ

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH サイト内検索

ホーム 公正取引委員会について 報道発表 広報活動 独占禁止法 下請法（取適法） フリーランス法 スマホソフトウェア 競争促進法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報提供・手続等窓口

公正で自由な競争が持続的な成長と生活水準を向上させる

JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

採用情報

庁舎移転のお知らせ

会和8年1月1日施行
下請法・下請振興法が取適法・振興法に変わります
特設サイト開設！

取引適正化に向けた公正取引委員会の取組



特設サイトは[こちら](#)。



III 最近のトピック②

注目 YouTube 動画3選

1. PIVOT 公式チャンネル×公取担当職員

「実はこれだけ見落としている！公正取引委員会と学ぶフリーランス法」



2. 公正取引委員会チャンネル

「フリーランス法施行から1年を迎えるにあたって」



3. 公正取引委員会チャンネル

「スマホソフトウェア競争促進法
-スマホをお使いのみなさまにとってのメリットを解説-」

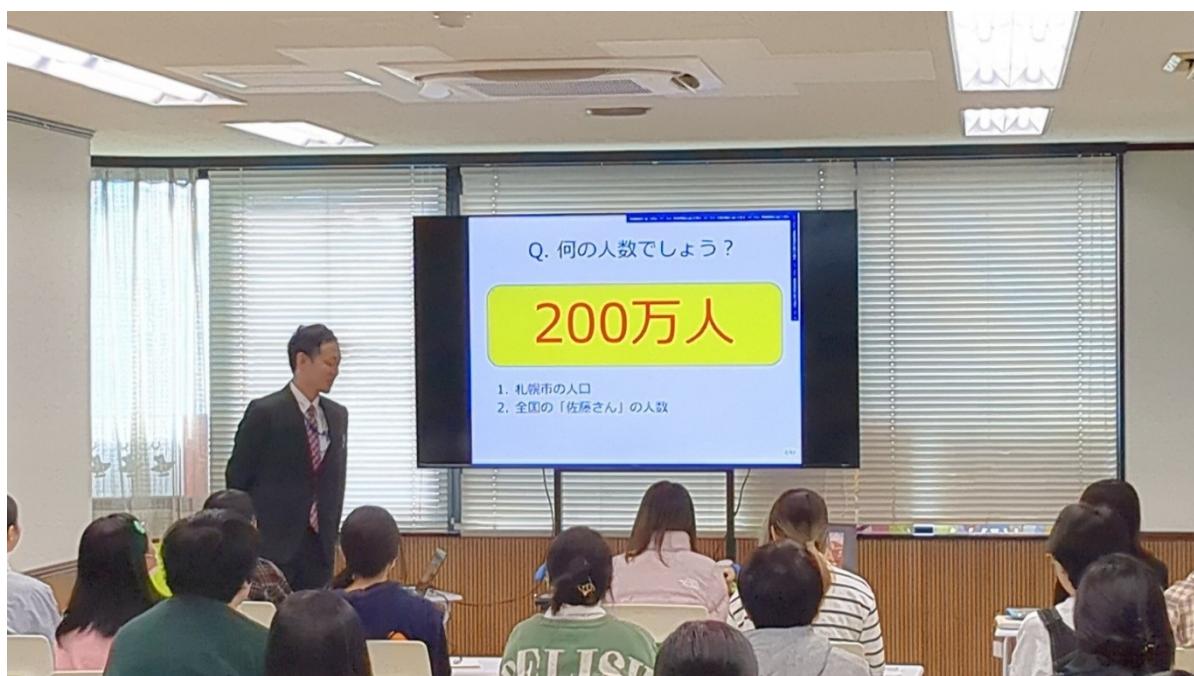


III 最近のトピック③

専門学校札幌デザイナー学院で 「独占禁止法教室」を開催しました！

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、独占禁止法の意義や公正取引委員会の役割を理解していただくために、全国各地の大学、高校、中学校で当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています。

この一環として、令和7年11月5日に、専門学校札幌デザイナー学院において、イラスト・キャラクター専攻の学生に対し、「独占禁止法教室」を開催しました。



フリーランス法を軸とした独占禁止法教室の開催は全国初の取組です！

公取委北海道事務所通信の名称が変わり、 メールマガジンになります！

このたび、「公取委北海道事務所通信」は「公取北海道NEWS」に名称変更しました！

これまで紙媒体でお届けしていた事務所通信を、メールでの配信及び当事務所 HP でのお知らせに変更することに合わせ、名称についてもより多くの方に公正取引委員会の活動がお届けできるよう一新することとして命名しました。

今後は、最新号の PDF ファイルを一定期間、HPに掲載するとともに、配信先メールアドレスを御登録いただいた皆様に、公取北海道NEWSをメールで配信いたしますのでご期待ください！

https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/hokkaidonews.html



配信先の御登録方法はこちら！

【配信先メールアドレス御登録方法】
 「hkdsoumu0416-○-jftc.go.jp」(「-○-」を@に置き換えてください。)に「(所属_氏名) 公取北海道NEWS配信への登録」というタイトルで空メールをもって、御送付ください。
 当方からの登録完了メールをもって、御登録完了となります。
 ※頂いた情報は本件「公取北海道NEWS」配信のために利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。



11月1日、フリーランス法（正式名称「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行から1年経ちました！

公正取引委員会は、各種SNSで情報発信を行っています！

X
@jftc



Japan FTC



YouTube
JFTC channel



（旧：）

【発行元】

公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課総務係
電話：011-231-6300（代表）
〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎